

令和3(2021)年 11 月 24 日
第 1 回 常 任 委 員 会 決 定
令和 7 年 8 月 5 日一部改正

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会
競技役員等養成基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国パラスポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が必要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。